

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

県政記者招待会

○監査公表二件

### 福島県監査委員

#### 監査公表第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成19年11月13日

福島県監査委員 小松山 善 継  
 福島県監査委員 加 藤 雅 美  
 福島県監査委員 高 野 高 純  
 福島県監査委員 高 野 宏 夫

- 1 監査実施期間 平成19年7月10日～平成19年9月10日
- 2 監査対象機関 本庁15箇所 公所35箇所
- 3 監査の結果  
 監査は、平成18会計年度の財務に関する事務について実施した。

#### (1) 知事直轄

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
知事直轄	平成19年9月4日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成19年8月28日

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

#### (2) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
総務部	平成19年9月4日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成19年8月21日 ～ 平成19年8月27日
県北地方振興局	平成19年8月29日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成19年7月12日 平成19年7月13日
県中地方振興局	平成19年8月28日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成19年7月19日 平成19年7月20日
県南地方振興局	平成19年8月28日	小松山善継	高野 純夫	実地監査	平成19年7月5日 平成19年7月6日
会津地方振興局	平成19年7月26日	加藤 雅美	高野 純夫	実地監査	平成19年6月26日 平成19年6月27日
南会津地方振興局	平成19年7月25日	加藤 雅美	高野 純夫	実地監査	平成19年6月19日 平成19年6月20日
いわき地方振興局	平成19年8月29日	小松山善継	高野 純夫	実地監査	平成19年7月17日 平成19年7月18日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。
- 指摘事項
- ・ 職員手当の支給に適切でないものがある。

#### 〔事実〕

1 職員Aに係る住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、福島市から会津若松市への転居に伴う各手当の認定誤り及び入力漏れのため、過不足支給となっている。

住居手当 正当支給額 27,000円 (2月、3月分)  
 既支給額 54,000円 (2月、3月分)  
 過支給額 27,000円 (2月、3月分)  
 通勤手当 正当支給額 104,300円 (1月から3月分)

既支給額	140,200円	(1月から3月分)
過支給額	35,900円	(1月から3月分)
単身赴任手当	正当支給額 58,000円	(2月、3月分)
	既支給額 0円	(2月、3月分)
	不足支給額 58,000円	(2月、3月分)

2 職員Bほか8名に係る週休日の振替勤務に伴う100分の25の超過勤務手当が支給されておらず、不足支給となっている。

正当支給額	47,940円
既支給額	0円
不足支給額	47,940円

〔是正・改善等の意見〕  
 手当の支給に当たっては、支給要件、算出方法等を十分確認の上、適正に行うこと。  
 (会津地方振興局)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 所有地の処分に当たり、譲渡契約等の事務手続が終了する前に、譲渡予定相手方との事前協議に基づき、分筆により予定されている境界線上に工作物(ブロック塀)を設置する工事を行った。(財務領域)
- ・ 土地貸付料に収入未済(2件2,501,371円)がある。(財務領域)
- ・ 契約書により書面で承諾を得た場合に限り再委託できるとなっており、受託者から再委託の承認申請が提出されたにもかかわらず、書面による承諾の手続をしないで再委託させている。(財務領域)
- ・ 書き損じた果税領収書の取扱いに適切でないものがある。(県北地方振興局)
- ・ 地域づくり総合支援事業及び地域ビジネス創出支援事業について、補助対象事業費と補助対象外経費の区分が明確でない。(県北地方振興局)
- ・ 地域づくり総合支援事業について、事業採択に当たっての基本的な考え方が明確でないため、市町村に対する財政援助的補助ともとれるものがある。(県南地方振興局)
- ・ 土地使用料(5件18,000円)及び土地貸付料(6件80,788円)について、調定が欠落しているものがある。(会津地方振興局)
- ・ 行政財産使用許可に係る管理経費について毎月調定すべきところ、7か月分をまとめて調定している。(会津地方振興局)
- ・ 地域づくり総合支援事業及び地域ビジネス創出支援事業について、補助事業者に対する指導及び成果確認に適切でないものがある。(会津地方振興局)

○ 検討事項としたものは下記のとおりである。

・ 県有財産の土地の評価について、検討することを求めた。

県有財産の土地の評価については、平成18年の評価替えから、県有地の近傍類似地の1㎡当たりの市町村の固定資産税評価額を単価に県有地の面積及び時価倍率1.43を乗じて算出しているが、県有地は庁舎敷地、学校敷地など周辺の一般的な土地利用の面積と比べて大きな面積であり、同形態の近傍類似地が存在しない場合、あるいは、近傍類似地との個別格差が大きい場合が多く、適正に土地が評価されていない可能性が高い。

また、平成18年の県有財産の評価替えは、5年ごとに3月31日の現況で行うため、平成18年3月31日現在の固定資産税の評価額で実施したが、市町村の固定資産税の評価替えは3年ごとに実施され、直近では平成17年1月1日基準日で評価替えが行われている。しかしながら、市町村への固定資産税の調査など実際の評価替えの作業は平成17年の夏に行われ、市町村からの固定資産税評価額の回答は前回の基準日である平成14年1月1日基準日での回答となっており、県有財産の土地の評価は平成14年1月1日の固定資産税の基準で実施したことになり、市町村の評価と3年のずれが生じている。毎年地価が下落する状況の中、県は3年前の時価が高い時点を基準に評価しており、時価倍率1.43では、時価を超える危険性が高い。

これらのことから、行政財産の使用料や県有地の貸付料等の基礎ともなる県有財産の土地の評価について、近傍の固定資産税評価額との格差を是正する合理的な方法や適時・適正に評価できるようシステムの構築について検討を要する。  
 (財務領域)

(3) 企画調整部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
		雅美	高野 宏之		
企画調整部	平成19年8月21日	加藤	雅美	实地監査	平成19年7月24日 ～ 平成19年7月27日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 平成18年12月30日(土曜日及び休日)の週休日の振替について、週休日の振替を行わず、代休日の指定のみを行っている。(企画調整総務領域)
- ・ 扶養手当(3名15,500円)が過支給になっている。また、休日給及び超過勤務手当が不足支給(1名31,392円)になっている。(企画調整総務領域)
- ・ 高機能情報通信機器一式について、重要物品マニュアルへの登録及び標識の貼

付がなされていない。(情報統計領域)

- 検討事項としたものは下記のとおりである。
  - ・申請・届出オンラインシステムについて、利用者の利便性を向上させ利用促進を図るよう検討することを求めた。

申請・届出オンラインシステムは、県民や企業等が県及び市町村に対する各種申請や届出等を、インターネットを利用したオンラインで行うことにより、利用者の利便性向上と行政側の事務の簡素化・効率化を図ることを目的に、市町村との共同事業として平成17年1月に運用を開始した。

当該システムは、県が189、市町村が167の手続を対象として運用を開始したが、システムの利用状況を見ると、平成18年度末までの利用件数は、県が648件、市町村が176件の合計824件に止まっており、また、対象手続の中には利用実績が皆無又は案件未済のものが多くあるなど、導入目的の実現には程遠い利用実績となっている。

その原因として、利用に際して本人確認のセキュリティレベルが高いこと、添付資料は別途郵送とするものが多いこと、交付物は窓口交付又は郵送としているものがあるなど、利用者側の利便性向上を妨げる要因が挙げられる。このシステムの構築と運用に係る経費は、平成21年12月末までの5年間の運用期間を通算し約8億円で、これを県と参加市町村が負担しているが、当該期間の中間時点に至ったことから投下費用と事業効果の側面も考慮し、また、これまでの利用実績及び問題点等も踏まえて、個々の対象手続ごとに利用者の利便性を向上させる具体的な改善策を講ずることなど、利用促進に向けた対応策の検討を要する。

(情報統計領域)

(4) 生活環境部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
		小松山善継	音高 純夫		
生活環境部	平成19年9月6日	小松山善継	音高 純夫	実地監査	平成19年8月21日 ～ 平成19年8月27日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・貸付金に係る収入調定は、償還期日に応じ適切な時期に行わなければならないが、平成18年10月20日にまとめて調定し、納入通知書を発行している。(県民環境総務領域)

- ・通勤手当について過支給（1人2,310円）及び不足支給（1人19,440円）になっている。(県民環境総務領域)
- ・週休日の振替に適切でないものがある。(県民安全領域)
- ・新幹線鉄道等利用職員の定期券等の写しを保存していない。(県民安全領域)
- ・扶養手当（2名15,000円）、超過勤務手当（2人11,809円）及び夜勤手当（1人5,462円）について過支給になっている。また、扶養手当（1名24,000円）、超過勤務手当（1人5,990円）及び夜勤手当（4名2,206円）について不足支給になっている。(県民安全領域)
- ・概算払をした旅費について概算払旅行終了確認がされていないものが多数認められた。(県民安全領域)
- ・補助金の支出負担行為について、交付決定時期に出納機関の確認を受けていない。(県民環境総務領域) (環境保全領域)

(5) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
		小松山善継	音高 純夫		
保健福祉部	平成19年8月24日	小松山善継	音高 純夫	実地監査	平成19年7月24日 ～ 平成19年8月3日
県北保健福祉事務所	平成19年8月27日	小松山善継	音高 純夫	実地監査	平成19年7月10日 ～ 平成19年7月11日
県中保健福祉事務所	平成19年8月27日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成19年7月3日 ～ 平成19年7月4日
会津保健福祉事務所	平成19年7月25日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成19年6月21日 ～ 平成19年6月22日
南会津保健福祉事務所	平成19年7月26日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成19年6月7日 ～ 平成19年6月8日
総合教育センター	平成19年7月30日	小松山善継	音高 純夫	書面監査	平成19年5月15日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。
- 指導事項

- ・予算の執行体制において内部牽制が機能していない。

「事実」

平成18年度の歳入の調定において、十分なチェックを行わず事務処理がなされたため、歳入科目（節）に誤りが生じている。

【今回の調定（節・額・年月日）（誤）】 【本来の調定（節・額）（正）】

(1) 精神障がい者福祉費補助金 112,296,616円 平成19年3月20日	精神保健福祉費補助金 112,296,616円
(2) 精神障がい者福祉費補助金 194,036,000円 平成19年3月23日	精神障がい者福祉費補助金 187,614,000円 身体障がい者福祉費補助金 1,572,000円 知的障がい者福祉費補助金 4,850,000円
(3) 身体障がい者福祉費補助金 61,067,000円 平成19年3月28日	身体障がい者福祉費補助金 19,588,000円 障がい福祉総務費補助金 24,743,000円 知的障がい者福祉費補助金 2,591,000円 精神障がい者福祉費補助金 11,204,000円 精神保健福祉費補助金 2,941,000円
(4) 児童福祉総務費補助金 7,354,000円 平成19年3月23日	婦人保護費補助金 7,354,000円

「是正・改善等の意見」

予算の執行に当たっては、厳正な事務処理を行うよう内部牽制機能の強化に取り組む等、万全の執行体制を確立すること。

（保健福祉総務領域・自立支援領域）

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・郵便切手等出納簿に記載漏れ及び記載誤りがある。（生活福祉領域）
- ・雑入及び母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等が収入未済（348件26,909,915円）になっている。（自立支援領域）
- ・補助金の支出負担行為について、交付決定時期に出納機関の確認を受けてい

ない。（自立支援領域）

- ・保健師等修学資金貸付金元利収入に収入未済（2件37,000円）がある。（健康衛生領域）

・証紙収入報告に誤りがあり報告額が過少（5件47,600円）になっている。（健康衛生領域）

・補助金の支出負担行為について、交付決定時期に出納機関の確認を受けていない。（健康衛生領域）

・証紙収入報告に報告漏れ（1件33,000円）及び報告誤り（1件5,600円）がある。（県北保健福祉事務所）

・郵便切手の翌年度への繰越高が月平均消費高の6.41月分となっており、計画的かつ効率的な執行がなされていない。（県北保健福祉事務所）

・補助金の支出負担行為について、交付決定時期に出納機関の確認を受けていない。（県北保健福祉事務所）

・旅費について過支給（6名24,700円）となっている。また、超過勤務手当（2名9,557円）及び特殊勤務手当（1名1,100円）について不足支給になっている。（県中保健福祉事務所）

・社会福祉施設等入所費負担金の現年度徴収率が、県平均を下回り、かつ前年度を下回っている。（会津保健福祉事務所）

・補助事業の実績報告が、事業が完了した日から30日を超えて提出されているものがある。（会津保健福祉事務所）

・期日を超えて前渡資金精算書が提出されているものがある。（会津保健福祉事務所）

・補助対象経費の算定に当たり、申請書等の内容を十分に審査しないで、補助金を決定している。（南会津保健福祉事務所）

・保健福祉等特殊業務手当について、特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿が作成されていない。（南会津保健福祉事務所）

- 検討事項としたものは下記のとおりである。

・保健福祉事務所等における債権管理及び滞納金徴収事務は「社会福祉施設等入所費負担金徴収促進要綱」に規定するところにより実施されているが、社会福祉施設等入所費負担金（児童福祉施設入所費負担金）の収入未済が、現年度・過年度ともに増加する傾向にあることから、滞納金の管理及び徴収方法について検討を求めた。

1 徴収の実態について調査・確認した上での、円滑な徴収事務執行体制の構築また、滞納案件全体に対する具体的な徴収方法を示す等、徴収事務の標準化

2 「社会福祉施設等入所費負担金滞納者カード」作成・管理対象の拡大（「継続的な指導を要する者」に限定した取扱いの見直し）

（自立支援領域）

(6) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
商工労働部	平成19年8月20日	加藤 雅美 高野 宏之	実地監査	平成19年7月31日 ～ 平成19年8月3日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 補助金の支出負担行為について、交付決定時期に出納機関の確認を受けていない。(商工総務領域)
- ・ 貸付金の支出負担行為について、貸付決定時期に出納機関の確認を受けていない。(商工総務領域)
- ・ 電子計算組織について、備品への標識の貼付及び物品管理簿の整理がなされていない。(労働領域)

(7) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
農林水産部	平成19年8月23日	小松山善継 音高 純夫	実地監査	平成19年7月24日 ～ 平成19年8月3日
県北農林事務所	平成19年8月29日	加藤 雅美 高野 宏之	実地監査	平成19年7月19日 平成19年7月20日
県中農林事務所	平成19年8月27日	加藤 雅美 高野 宏之	実地監査	平成19年6月21日 平成19年6月22日
県南農林事務所	平成19年8月28日	小松山善継 音高 純夫	実地監査	平成19年6月28日 平成19年6月29日
会津農林事務所	平成19年7月24日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成19年6月7日 平成19年6月8日
南会津農林事務所				平成19年6月5日

務所	平成19年7月26日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成19年6月6日
----	------------	-------	-------	------	-----------

いわき農林事務所	平成19年8月29日	小松山善継	音高 純夫	実地監査	平成19年7月10日 平成19年7月11日
----------	------------	-------	-------	------	--------------------------

水産事務所	平成19年7月10日	加藤 雅美 音高 純夫	実地監査	平成19年5月11日
-------	------------	-------------	------	------------

水産試験場	平成19年7月11日	加藤 雅美 音高 純夫	実地監査	平成19年5月30日
-------	------------	-------------	------	------------

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 歳入の調定時期に適切でないものがある。

「事実」

財団法人甲からの中山間地域特産物等生産支援対策事業資金の返納について、負担金相当額返納の納入手続を執るよう依頼通知があった際に直ちに調定を行うべきところ、12月の補正予算の後に調定を行い、3か月以上遅延している。

- 1 返納通知 平成18年8月18日
- 2 歳入の調定 平成19年1月23日 調定額 614,340円

納期限 平成19年2月16日 収入年月日 平成19年2月7日

「是正・改善等の意見」

歳入の調定に当たっては、関係規程に基づき適正な時期に行い、早期収入を図ること。

(経営支援領域)

- ・ 工事の設計に適切でないものがある。

「事実」

湛水防除事業(川中子地区排水機場下部工)の設計において、上部建築物が当初計画から変更となり構造・階数が変わったため下部工に加わる荷重が一部増加する結果となったが、変更後の下部工構造の再計算がなされていなかった。

「是正・改善等の意見」

設計に当たっては、関係規程に基づき適正に行い、チェック体制の強化に努めること。

(いわき農林事務所)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- 県有財産賃貸借契約において、1か月前までに解除の申し出があったときは日割計算により計算した貸付代金を返還するものと定めているにもかかわらず、返還していない。(農林総務領域)
- 超過勤務手当について過支給(1人4,416円)になっている。また、休日給(2名41,398円)及び超過勤務手当(2名41,398円)について不足支給になっている。(農林総務領域)
- 超過勤務手当が不足支給(2名14,859円)になっている。(経営支援領域)
- 交付金の支出負担行為について、交付決定時期に出納機関の確認を受けていない。(県北農林事務所)
- 補助事業の遂行状況報告書が提出されていないものがある。(県北農林事務所)
- 除草委託契約の業務を8月30日と11月9日に実施したが、2回目の除草は草丈が伸びておらず、有効性に欠けるものとなっている。(県中農林事務所)
- 甲市との物件移転補償契約に当たり、補償工完了後に契約を締結している。(県中農林事務所)
- 利用していない電話回線について、使用料金を支払っている。(県中農林事務所)
- 超過勤務手当について過支給(8名26,128円)及び不足支給(3名612円)になっている。(会津農林事務所)
- 林業・木材産業改善資金貸付金について、甲社・乙社からの貸付申請に対する適否を審査する「いわき地区林業・木材産業改善資金運営協議会」に審査対象である甲社の代表取締役が参加している。(いわき農林事務所)
- 郵便切手の翌年度への繰越高が月平均消費高の6.25月分となり、計画的かつ効率的な執行がなされていない。(いわき農林事務所)
- 工事の設計積算において、見積単価を採用する場合の見積収集先の選定に当たっては、予め所属長の決裁を得て行うこととされているにもかかわらず、なされていない。(いわき農林事務所)

○ 検討事項としたものは下記のとおりである。

- 補助事業の実績確認について検討を求めた。

家畜導入事業資金供給事業について、県北農林事務所において補助事業者甲町からの実績報告が4年間にわたり基金残高に相違があるままなされていたことが、甲町の当該事業が終了するため残高証明書を徴取したことにより判明した。

(甲町) 実績報告額 預金通帳残高 相違額  
平成14年度末基金現在高 1,529,911円 1,518,082円 11,829円 から

平成17年度末基金現在高 2,498,622円 2,486,763円 11,829円 まで基金造成を伴う本事業については、補助事業者に基金の預金管理を厳格に行わせることが重要である。  
このため、実績報告に当たって残高証明書又は預金通帳残高の写しを添付させるなど、基金管理状況を確実に確認できるように、事業実施要領の改正等について検討を要する。

(生産流通領域)

(8) 土木部

対象機関	実施年月日	担当	監査委員	実施方法	職員調査年月日
土木部	平成19年9月10日	小松山善継	音高 純夫	実地監査	平成19年8月21日 ～ 平成19年8月29日
県北建設事務所	平成19年8月27日	小松山善継	音高 純夫	実地監査	平成19年7月17日 平成19年7月18日
県中建設事務所	平成19年8月28日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成19年7月12日 平成19年7月13日
会津若松建設事務所	平成19年7月25日	加藤 雅美	音高 純夫	実地監査	平成19年6月19日 平成19年6月20日
喜多方建設事務所	平成19年7月26日	加藤 雅美	音高 純夫	実地監査	平成19年6月5日 平成19年6月6日
南会津建設事務所	平成19年7月24日	加藤 雅美	音高 純夫	実地監査	平成19年6月12日 平成19年6月13日
あぶくま高原自動車道建設事務所	平成19年7月10日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成19年5月30日
小名浜港湾建設事務所	平成19年7月11日	加藤 雅美	音高 純夫	実地監査	平成19年5月31日
福島空港事務所	平成19年7月10日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成19年5月29日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。  
指摘事項

・ 歳入の調定期に適切でないものがある。

「事実」

国道改築事業国道288号富久山橋に対する工作物の添架に係る負担金について、甲株式会社との費用負担協定締結後直ちに調定すべきところ、3か月以上遅延している。

1 協定書締結年月日

当初協定 平成18年7月11日 (甲株式会社負担額2,833,950円)

変更協定 平成18年12月4日 (甲株式会社負担額2,224,950円)

2 歳入の調定

調定年月日 平成19年2月5日 調定額2,224,950円

納期限 平成19年2月28日 収入年月日 平成19年2月23日

「是正・改善等の意見」

負担金徴収に当たっては、関係規程に基づき適正な時期に調定するとともに、早期収入を図ること。

(県中建設事務所)

・ 負担金徴収の事務手続に適切でないものがある。

「事実」

都市計画道路街路事業に伴う西若松駅西口駅前広場の工事に係る甲市の費用負担について、原則として事業者手前に負担金納入とする協定書を締結後直ちに調定を行い早期収入を図るべきところ、工事費精算に基づき負担金を納入させる協定書を締結し、歳入の調定が工事費精算を行う変更協定時まで遅延している。

1 協定書締結年月日

当初協定 平成18年7月4日 (甲市負担額50,000,000円)

変更協定 平成19年3月30日 (甲市負担額49,999,950円)

2 歳入の調定

調定年月日 平成19年3月30日 調定額49,999,950円

納期限 平成19年4月23日 収入年月日 平成19年4月23日

「是正・改善等の意見」

負担金徴収の事務手続に当たっては、関係規程に基づき適正に行い、早期収入を図ること。

(会津若松建設事務所)

・ 許可に係る事務処理に適切でないものがある。

「事実」

株式会社甲の給油所等設置に係る港湾施設について、使用許可手続がなされないうちに使用させ、平成18年11月に決裁日を4月1日に遡及して使用許可を行っている。

1 施設使用面積 62㎡

2 使用許可年月日 平成18年4月1日

「是正・改善等の意見」

許可に係る事務処理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(喜多方建設事務所)

・ 職員手当の支給に適切でないものがある。

「事実」

1 職員Aに係る通勤手当が過支給となっている。

(1) 高速自動車国道等利用職員にあっては、1か月のうち、利用しない日数が7日を超えたとき、翌月に高速自動車国道等利用職員以外の職員として手当を支給することになっているにもかかわらず、利用回数等の確認を行わなかったため、4月から10月までの通勤手当が過支給となっている。

正当支給額 360,287円

既支給額 431,558円

過支給額 71,271円

(2) 通勤方法の変更に伴う通勤手当届が提出され11月から認定したにもかかわらず、1か月遅れて支給開始をしたため、過支給となっている。

正当支給額 42,200円

既支給額 64,893円

過支給額 22,693円

2 職員Bに係る扶養手当について、事実の発生日(初日)から15日を経過した後、申請書が提出されたにもかかわらず、事実発生日の月から支給したため、過支給となっている。

正当支給額 0円

既支給額 13,000円

過支給額 13,000円

3 職員C(ほか25名の週休振替に伴い、勤務日となった日の超過勤務手当の支給割合を100分の125で支給すべきところ、100分の135で支給し、さらに、15分の休憩時間を含めて超過勤務手当を支給したため、過支給となっている。

正当支給額 6,032,974円

既支給額 6,114,802円

過支給額 81,828円

「是正・改善等の意見」

職員手当の支給に当たっては、支給要件等を十分確認の上、チェック体制を確立し、適正に行うこと。

(あぶくま高原自動車道建設事務所)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・土地取得事業特別会計において、平成18年度に属する土地取得基金繰出金を支出するに当たり、平成19年4月23日に支出負担行為を行っている。(土木総務領域)
- ・不用決定した物品の処分等が行われていない。(土木総務領域)
- ・補助金の支出負担行為について、変更交付決定時期に出納機関の確認を受けていない。(土木総務領域)
- ・工事の支出負担行為について、変更契約時期に出納機関の確認を受けていない。(土木総務領域)
- ・委託費の算定に当たり、前年度の労務単価で算定したため、過大積算(71,400円)になっている。(企画技術領域)
- ・超過勤務手当について不足支給(1人23,388円)になっている。(企画技術領域)
- ・週休日の振替を、半日ずつ2回に分けて行なっている。(河川港湾領域)
- ・超過勤務手当について過支給(2名10,344円)及び不足支給(1名1,984円)になっている。(都市領域)
- ・休日給(1人14,252円)及び超過勤務手当(1人792円)が不足支給になっている。(建築領域)
- ・請負工事における最低制限価格は、本工事と補償工事を合計して算出するものとされているにもかかわらず、本工事のみで設定している。(県北建設事務所)
- ・工事の設計概算において、見積単価を採用する場合の見積収集先の選定に当たっては、予め所属長の決裁を得て行うこととされているにもかかわらず、なされていない。(県北建設事務所)
- ・使用料及び手数料(363件7,699,880円)及び諸収入(7件725,187円)が収入未済になっている。(県北建設事務所)
- ・工事の設計概算において、冬期補正がなされていないため、積算が過小(179,550円)になっている。(県中建設事務所)
- ・使用料及び手数料(508件11,241,434円)及び諸収入(8件247,128円)が収入未済になっている。(県中建設事務所)
- ・物品売払代金について、歳入科目が誤っている。(県中建設事務所)

・行政財産の使用許可において、乙株式会社から過去の申請内容に誤りがあり追加申請があった際に、許可対象外となっていた過去の使用料分を雑入として収入している。(県中建設事務所)

・旅費について支給時期が3か月以上遅延している。(県中建設事務所)

・扶養手当について過支給(2名53,000円)になっている。(県中建設事務所)

・収入証紙の消印の時期に適切でないものがある。また、報告額が過大(13,800円)になっている。(会津若松建設事務所)

・流水占用料の徴収について、前期分については6月末日を納期限として歳入の調定を行うべきところ、調定時期が遅れ納期限が6月末日を越えている。(会津若松建設事務所)

・県営住宅使用料に収入未済(438件7,454,764円)がある。(会津若松建設事務所)

・証紙収入の消印の時期に適切でないものがある。(喜多方建設事務所)

・県営住宅使用料に収入未済(5件103,500円)がある。(喜多方建設事務所)

・証紙収入の消印の時期に適切でないものがある。(南会津建設事務所)

・週休日の振替を、半日ずつ2回に分けて行なっている。(あぶくま高原自動車道建設事務所)

・使用料及び手数料に収入未済(5件323,283円)がある。(小名浜港湾建設事務所)

・補助金の支出負担行為について、交付決定時期に出納機関の確認を受けていない。(福島空港事務所)

(9) 出納局

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
出納局	平成19年9月7日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成19年8月29日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

・予算の執行に適切でないものがある。

「事実」

証紙収入整理特別会計において、予備費を充当してもなお歳出予算を上回る需要が生じたため、平成18年度第4四半期にかかる振替支出の一部を平成19年度において歳出する取り扱いとした。

土木部手数料  
正当振替額(需要額) 24,300,170円



振替実施額 15,171,170円  
 差額 (平成19年度歳出とした額) 9,129,000円  
 「是正・改善等の意見」  
 歳出予算の見積もり及び執行に当たっては、予算不足が生じないよう計画的に行うこと。  
 (出納局)

(10) 議会事務局

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
議会事務局	平成19年9月7日	小松山善継 音高 純夫	実地監査	平成19年8月29日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。  
 指導事項  
 ・嘱託員に係る勤務の指定について、関係要綱で定めた1週当たりの時間を超えて勤務を指定している。(議会事務局)  
 ・超過勤務手当について不足支給(1人82,458円)になっている。(議会事務局)  
 ・旅費について過支給(1人11,101円)になっている。(議会事務局)

(11) 教育庁

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
教育庁	平成19年8月22日	加藤 雅美 高野 宏之	実地監査	平成19年7月24日 ~ 平成19年8月3日
県南教育事務所	平成19年7月10日	加藤 雅美 音高 純夫	実地監査	平成19年5月29日
会津教育事務所	平成19年7月24日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成19年6月12日 平成19年6月13日
南会津教育事務所	平成19年7月24日	加藤 雅美 音高 純夫	実地監査	平成19年6月14日

いわき教育事務所	平成19年7月10日	加藤 雅美 音高 純夫	実地監査	平成19年5月29日 平成19年5月30日
教育センター	平成19年7月10日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成19年5月17日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。  
 指摘事項  
 ・歳出予算の執行において内部牽制が機能していない。  
 「事実」  
 平成18年4月から平成19年2月にかけて特別支援教育グループが開催した13の会議において、出席した外部委員A(ほか14名)に対して報償費及び旅費について未払いがある。  
 (報償費) 19件254,000円 (外部委員A(ほか11名分))  
 (旅費) 24件 74,995円 (外部委員A(ほか13名分))  
 合計 43件328,995円  
 「是正・改善等の意見」  
 予算の執行に当たっては、チェック機能の強化を図り、関係規程に基づき適正に処理すること。  
 (教育指導領域)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。  
 指導事項  
 ・委託契約(2件)に当たり、予定価格の設定を行っていない。(教育指導領域)  
 ・育英資金貸付金元利収入に収入未済(62件6,086,000円)がある。(教育指導領域)  
 ・郵便切手出納簿への記載漏れがある。(県南教育事務所)  
 ・旅費について過支給(1人17,700円)になっている。(南会津教育事務所)

(12) 警察本部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
警察本部	平成19年9月5日	加藤 雅美 高野 宏之	実地監査	平成19年8月21日 ~ 平成19年8月28日

福島警察署	平成19年7月23日	加藤 雅美	高野 宏之	書面監査	平成19年5月31日
会津若松警察署	平成19年7月25日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成19年6月1日
いわき中央警察署	平成19年7月30日	小松山善継	音高 純夫	書面監査	平成19年5月10日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

- 指導事項
- ・ 土地使用料と建物使用料で測定すべきところ、建物使用料で測定している。(会計課)
  - ・ 通勤手当について過支給（1人11,520円）になっている。(捜査第二課)
  - ・ 住居手当について過支給（1人14,000円）になっている。(福島警察署)

(13) 監査委員事務局

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
監査委員事務局	平成19年9月7日	小松山善継 音高 純夫	実地監査	平成19年8月31日

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(14) 人事委員会事務局

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
人事委員会事務局	平成19年9月7日	加藤 雅美 高野 宏之	実地監査	平成19年8月31日

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(15) 労働委員会事務局

--	--	--	--	--

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
労働委員会事務局	平成19年9月7日	小松山善継 音高 純夫	実地監査	平成19年8月31日

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

監査公表第24号

平成19年8月17日監査公表第15号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の報告があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成19年11月13日

福島県監査委員 小松山 善 継  
 福島県監査委員 加 藤 雅 美  
 福島県監査委員 音 高 純 夫  
 福島県監査委員 高 野 宏 之  
 19 病 第 530 号  
 平成19年9月28日

福島県監査委員 小松山 善 継  
 福島県監査委員 加 藤 雅 美  
 福島県監査委員 音 高 純 夫  
 福島県監査委員 高 野 宏 之  
 様  
 福島県病院事業管理者 茂 田 士 郎 閣

定期監査結果に関する措置状況について（報告）

平成19年8月6日付け19福監第310号で報告のあった県立病院事業に関する定期監査の結果について、地方自治法第199条第12項の規定により措置状況を別紙のとおり報告します。

（別紙）

平成19年度（監査対象年度：平成18年度）定期監査における指摘事項措置状況報告書

指 摘 事 項	措 置 状 況
会津総合病院 （流動資産） 現金の管理に適切でないものがある。	現金の管理については、引継書、現金預金振替一覧表において、日々の預金振替額を確認し、適正に行うよういたします。

<p>(事実の概要) 平成18年12月の出納検査において、9月末の試算表と現金引継書の数字が合致していないことを指摘されているにもかかわらず、平成19年2月26日に出張徴収した現金15,750円について、金庫に保管したまま3月2日まで銀行への払い込みを怠った結果、2月末の試算表現金残高と現金引継書の残高が一致していない。</p>	<p>(処理 (検計) 年月日：平成19年6月14日)</p>
<p>会津総合病院 (流動資産) 預り金の調定期間に適切でないものがある。  (事実の概要) 前回の定期監査において、固定資産の使用許可に係る管理経費については、発生の都度毎月調定するよう指導されたにもかかわらず、平成18年7月分から平成19年3月分までの管理経費(電気料)9か月分をまとめて19年2月に調定している。</p>	<p>預り金の調定期間については、行政財産の使用許可基準に基づき、適正な時期に調定を行うとともに、管理経費算定方法を検討し、調定漏れが起こらないようにいたします。  (処理 (検計) 年月日：平成19年6月14日)</p>
<p>大野病院 (収益) 医業収益の計算に適切でないものがある。  (事実の概要) 前回の定期監査において、収益の調定を怠ったことについて指導されたにもかかわらず、未収金である患者Aに係る入院収益に調定誤りがあり、再調定したものの当初調定の減額を怠ったため、医業収益の計算が過大となっている。</p>	<p>調定誤りがあったものにつきましては、平成19年7月1日において減額の調定を行い更正しました。 今後は、適正な収入事務処理に努め、医業収益の計算を正確に行います。  (処理 (検計) 年月日：平成19年7月1日)</p>

(別紙) 平成19年度(監査対象年度：平成18年度)定期監査における検討事項措置状況報告書

検 討 事 項	措 置 状 況
<p>病院局 (流動資産) 過年度個人医業未収金が増加する傾向にあることから、未収金の管理及び回収方法を再検討する必要がある。 (検討すべき事項) 1 個人医業未収金の発生防止の具体策を検討し、実施すること。 2 発生した個人医業未収金について、その管理と回収対策を以下の事項に留意して再検討し、統一的な実施を徹底すること。 (1) 管理 病院使用料は、最高裁判例から私債権とされ、消滅時効が3年となつたことに伴い、債権管理においてより重要となつた以下の点に配慮すること。 ア 「督促」の完全実施、効果的な催告の実施 イ 債務の承認ほか、時効中断事由の管理 ウ 債務者死亡による債務継承に関する調査、債務者の現況等基本的な事項の把握のための調査の実施 (2) 回収 ア 連帯保証人がある入院収益に ついては、連帯保証人に対する請求の実施 イ 法的手段の適用を含む回収方法、または債務免除を含む不納欠損の適時・的確な判断と実施</p>	<p>個人医業未収金については、これまでその発生防止と発生後の回収に努力してきたところですが、「検討すべき事項」とされた事例を踏まえ、法的手段による回収の具体的な手続き他にかかる「福島県立病院未収金マニュアル」を今年中に作成し、各県立病院の担当者会議などを通じて、既定事項である未収金の適正な管理等とともになお一層の徹底を図り、個人医業未収金の適切な管理・回収に努めてまいります。</p>

